

北上市訓令第2号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月10日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	公印 番号	刻印 文字	印 材	大きさ（ミリ メートル）	保管 責任者	摘要	種類	公印 番号	刻印 文字	印 材	大きさ（ミリ メートル）	保管 責任者	摘要
[略]							[略]						
職印	[略]						職印	[略]					
	48	[略]		方10	[略]	48		[略]		方24	[略]		
	[略]							[略]					
59	[略]		方15	市民税 課長	[略]	59	[略]		方24	財務部 市民税 課長	[略]		

[略]		
67	[略]	情報システムによる 固定資産税に係る価 格決定（修正）通知 書その他の文書用
[略]		
73	[略]	

[略]					
67	[略]	情報システムによる 固定資産税（土地・ 家屋・償却資産）更 正（賦課）決定通知 書その他の文書用			
[略]					
73	[略]				
74	岩手県 北上市 長之印	電 子 印	方11	財務部 市民税 課長	情報システムによる 市民税・県民税・森 林環境税税額変更（ 決定）通知書用
75	北上市 消防団 長之印	木	方30	企画部 危機管 理課長	賞状用

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。